

介護保険制度をご存知ですか？

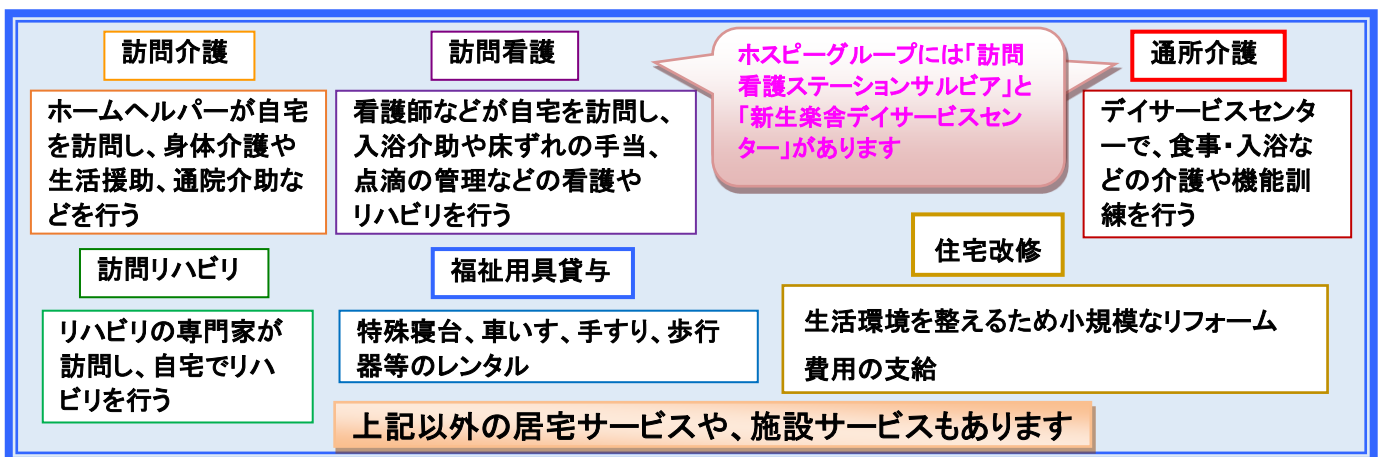
新生会第一病院 医療社会事業相談室
ケースワーカー 山下純子

介護保険制度は、介護の問題を社会全体で支えあう社会保険方式の制度です。その仕組みは、40歳以上の方が保険料を納め、それを元に保険者（市町村など）が介護保険制度を運営し、65歳以上（場合により40歳から64歳の人も対象）の介護が必要な人に介護サービスを提供するものです。

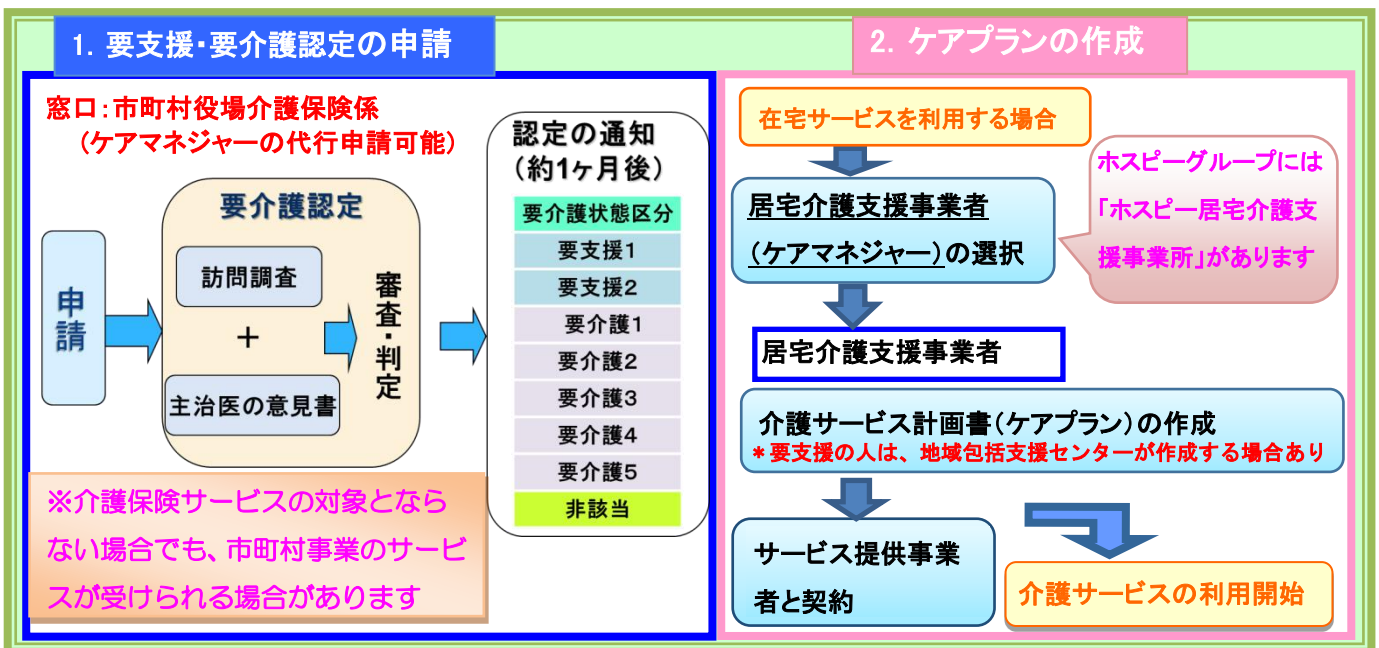
① 介護保険サービスの対象者と費用

	第1号被保険者	第2号被保険者
介護サービスを利用できる人	65歳以上の人で、日常生活に支援や介護が必要な人	40歳～64歳の医療保険に加入している人で、加齢に伴う特定疾病が原因となって、日常生活に支援や介護が必要な人
介護サービス利用料	かかった費用の1割か2割を利用者が負担	

② 介護保険サービスの種類



③ 介護保険サービスを受けるには



思うように体が動けなくなり、透析の通院や日常生活に困ることが出てきたら、上記の介護保険サービスを受けることで問題の改善や軽減が図れる可能性があります。その時はケースワーカーにご相談ください。患者様の状態に応じた必要な介護保険サービスやそのための手続きなどをご案内します。